

鹿児島県特別支援学校の
教育環境改善の推進について
(伊佐・湧水地区報告)

令和6年8月

鹿児島県特別支援学校教育環境改善推進協議会

目次

- 1 伊佐・湧水地区の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み・ 1
- 3 検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 推進協議会における検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 整備の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【資料】分置に係る伊佐・湧水地区案最終評価表の集約結果

伊佐・湧水地区の特別支援学校の分置に関すること

1 伊佐・湧水地区の現状

伊佐・湧水地区（伊佐市・湧水町）の児童生徒は、通学バスを利用し、出水特別支援学校へ通学している。本地区においては、出水特別支援学校までの直線距離が 35 km以上離れている地域が通学区域の範囲内に含まれている。

この地域（湧水町）を中心として、通学バスの乗車時間が 60 分以上となる児童生徒の割合が高くなっている（表 1）。また、中には乗車時間 90 分以上の児童生徒もあり、通学バスの長時間乗車が課題となっている。

表 1 伊佐・湧水地区の通学生における通学バス乗車時間<R6.5 現在>

	30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満	90分以上
伊佐市	0	61.0%	39.0%	0
湧水町	0	0	77.8%	22.2%
関係市町※1	0	71.4%	28.6%	0

※1：関係市町は、薩摩川内市祁答院町，さつま町，霧島市横川町※2を想定

※2：霧島市横川町は、牧之原特別支援学校までのバス乗車時間

2 特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み

特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込みは、関係市町を含め図 1 のとおりである※3。

今後も、一定の児童生徒数が見込まれていることから、特別支援学校を分置した後も、児童生徒同士の豊かな関わり合いを期待できる。

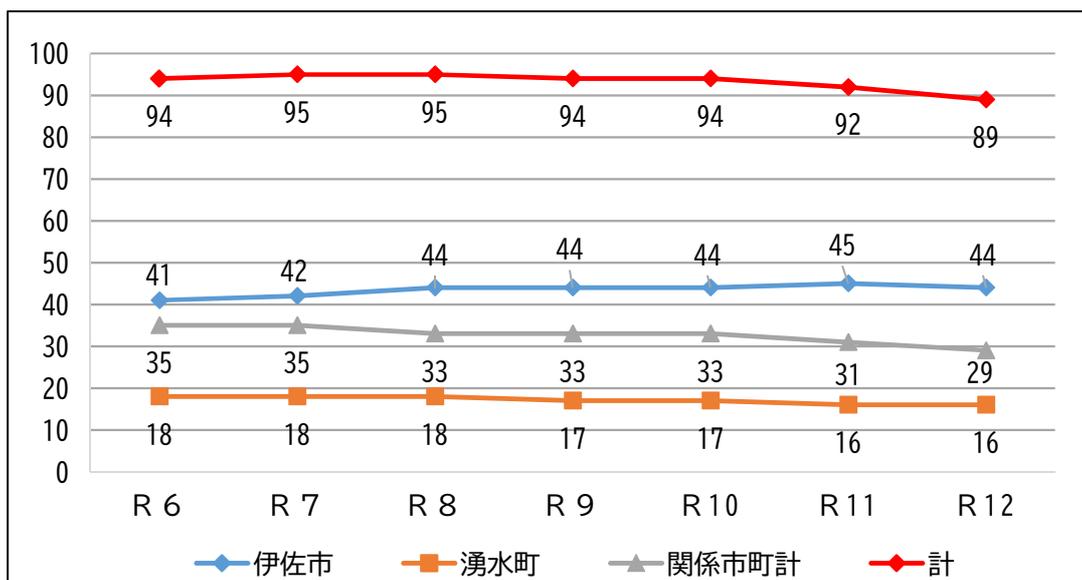


図 1 伊佐・湧水地区における児童生徒数の今後の見込み

3 検討の経過

- 伊佐・湧水地区に特別支援学校を新たに設置した場合のおおよその学校規模について、特別支援学校設置基準（以下、「設置基準」とする。）に基づき、校舎及び運動場の必要面積を試算した。参考にした児童生徒数は、令和6年度に伊佐・湧水地区から特別支援学校へ通学する児童生徒数（表2）である。

表2 令和6年度 障害種別・学年別児童生徒数（人）＜R6.5 現在＞

障害種	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
知的障害	10	4	6	6	8	4	9		6	13	9	6	81
知的障害 /肢体不自由等	1		1	1	1		1	3	2	1		2	13
計	11	4	7	7	9	4	10	3	8	14	9	8	94

- 令和6年度と同程度の児童生徒が在籍する特別支援学校を新たに設置する場合、想定される学級数、必要な校舎及び運動場の面積は表3のとおりである。

表3 学級数及び必要となる校舎や運動場の面積

	小学部	中学部	高等部	計
知的障害	8	4	5	17
重複障害	2	2	1	5
計	10	6	6	22 ※4
特別支援学校 設置基準	□ 校舎面積 3,282㎡ ※5 □ 運動場面積 3,600㎡ ※5			

※3：児童生徒数の今後の見込みは、以下の手順で算出した。

- ① 在籍率を算出する：在籍率＝「当該特別支援学校への通学児童生徒数」÷「当該特別支援学校の通学区域市町村の全小・中・高校生数」（国勢調査における市町村の7～18歳の人数を使用）×100
- ② 増加率を算出する：増加率＝「当該年度の在籍率」－「前年度の在籍率」
- ③ 平均増加率を算出する：近年5年間の増加率②の、最も高い年度と低い年度を除いた平均値
- ④ 令和6年度以降の見込みの児童生徒数を算出する：見込みの児童生徒数＝「当該特別支援学校の通学区域市町村の全小・中・高校生数の、当該年度における推計値（国勢調査を使用）」×「（前年度の在籍率①＋平均増加率③）÷100」

※4：上記の教室の他、特別教室（音楽室や家庭科室等）や自立活動室、図書室、保健室、職員室、体育館などを備える必要がある（「特別支援学校設置基準」から）。

※5：【参考】想定した通学する児童生徒数と同程度の県内特別支援学校の状況＜R6.5 現在＞

	指宿特別支援学校	南薩特別支援学校	大島特別支援学校
児童生徒数	96人	109人	103人
校舎面積	3,530㎡	4,292㎡	4,079㎡
運動場面積	6,006㎡	5,060㎡	7,370㎡

- 児童生徒数, 想定される学級数, 必要な校舎及び運動場の面積を踏まえ, 令和5年度に提案のあった2候補地に加え, 令和6年度に地区から新たに提案のあった候補地を加えた計3候補地(表4)について, 伊佐・湧水地区の関係者と協議を行った。

表4 伊佐・湧水地区から提案のあった候補地

状況	候補地A	候補地B	候補地C
位置・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 伊佐市。伊佐市中心部よりやや南に位置。 国道沿い。 	<ul style="list-style-type: none"> 伊佐市。伊佐市の中心部に位置。 国道沿い。 	<ul style="list-style-type: none"> 伊佐市。伊佐市の中心部に位置。 国道付近。
分置のための手法	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある建物を改修して活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある既存施設を改修して活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある既存施設を改修して活用。
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の一部に公共施設がある。 車で5～15分圏内に交流及び共同学習を行うための学校がある。 徒歩5分圏内に商店がある。 車で15分圏内に公園や公共施設等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の敷地内である。 車で5分圏内に交流及び共同学習を行うための学校がある。 徒歩5分圏内に商店がある。 車で10分圏内に公園や公共施設等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の敷地内である。 徒歩10分圏内に交流及び共同学習を行うための学校がある。 徒歩10～15分圏内に商店や公園, 公共施設等がある。
医療・福祉・保健・労働等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 近辺に複数の病院(小児科, 整形外科, 心療内科等)がある。訪問看護ステーションとの連携も可能である。 医療的ケア児の受け入れ可能な事業所を含め, 複数の利用可能な放課後等デイサービス事業所がある。 現場実習の受け入れ実績のある就労移行支援事業所や自立訓練事業所等が複数開所されている。 		

4 推進協議会における検討

- 推進協議会における検討方法

<ol style="list-style-type: none"> ① 伊佐・湧水地区から提案のあった候補地について, 県事務局から各委員に説明を実施。 ② 候補地について, 「通学に係る時間」や「分置の具体的な手法」, 「現在の建物の状況」, 「地域の人との関わり」, 「地域の学校等との交流及び共同学習」, 「医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携」, 「重複障害及び医療的ケアへの対応」, 「ICT環境の整備」, 「分置までの期間」などの評価項目(全13項目)に沿って各委員が3段階(A, B, C)で評価を実施。 ③ 委員の評価結果を集約し, 評価点の高かった候補地から順に, 推進協議会としての優先順位を決定。
--

○ 評価項目及び委員の評価を集約した結果については、巻末資料（p. 6）を参照。

○ 各委員の評価では、3候補地において、「通学に係る時間」、「医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携」、「重複障害及び医療的ケアへの対応」の項目が高い結果となった。

分置する特別支援学校の通学区域を仮に伊佐市、湧水町、関係市町とした場合、地区から提案のあった各候補地からそれぞれ一番遠い地点から通学したとしても、確実に60分以内で通学できる点が、各委員から高く評価された。

また、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携や重複障害及び医療的ケアへの対応については、3候補地周辺に多くの関係機関があり、現在出水特別支援学校に通学している児童生徒が既に利用していることなどから、伊佐・湧水地区への特別支援学校の分置後も円滑な連携が期待できる点が、各委員からの高い評価につながった。

○ 「設置場所」、「具体的な手法」、「付随する施設等」、「分置までの期間に関すること」の項目については、委員の評価に差が生じる結果となった（表5）。

表5 各委員による評価の結果

差が生じた評価項目	候補地A	候補地B	候補地C
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の使用に当たっては、関係者の了解を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を使用するためには、引き続き関係者との協議が必要である。 ハザードマップ上で河川浸水想定区域に位置しているため、浸水の危険がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を使用するためには、引き続き関係者との協議が必要である。
具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> 地区からは、既存施設の改修で提案があったが、施設の状況から改築して整備を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区からは、既存施設の改修で提案があったが、改修では、特別支援学校設置基準を満たすことができないので、敷地内に校舎の新築が必要である。 	
付随する施設等	<ul style="list-style-type: none"> 分置後は、近隣施設と連携しつつ、教育活動に必要な施設を特別支援学校単独で利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 分置後は一部施設を共用して使用することを想定しているため、施設利用に係る調整が必要である。 	
分置までの期間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 分置場所として、現在の敷地を使用できる時期に目途が立っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 分置場所として、現在の敷地を使用するための関係者との協議に引き続き時間を要する可能性があり、使用できる時期の目途が立っていない。 	

5 検討結果

- 委員による評価を踏まえ、以下のとおり優先順位を決定した。

優先順位第1位	候補地A
優先順位第2位	候補地C
優先順位第3位	候補地B

6 整備の考え方

- 伊佐・湧水地区への特別支援学校の分置については、伊佐市にある候補地Aの敷地内に新たな特別支援学校を設置することが望ましい。
- なお、本校の新設又は分校の設置といった分置の手法や設置学部、分置する特別支援学校において対象とする障害種や通学区域、在籍が予想される児童生徒数などについては、今後、整備計画において取りまとめていく必要がある。
- このうち、対象とする障害種は、出水特別支援学校の分置となることから、知的障害と肢体不自由とすることが望ましい。また、児童生徒等が卒業後の生活のイメージをもてるようにしながら、自立と社会参加に向けた一貫性・系統性のある教育課程に基づく教育活動を展開できるよう、設置する学部は、小学部・中学部・高等部の三つの学部があることが望ましい。
- 整備計画の策定に当たっては、伊佐市、湧水町、薩摩川内市、さつま町、霧島市と連携を図りながら、通学区域などについて継続的に協議を行う必要がある。

【資料】

分置に係る伊佐・湧水地区案
最終評価表の集約結果

	観点	候補地A	候補地B	候補地C
1	通学に係る時間	75	71	69
2	設置場所	71	31	35
3	具体的な手法 (新設, 既存の建物の活用等)	71	37	39
4	付随する施設等	71	33	37
5	地域の人との関わり	69	65	65
6	地域の学校等との交流及び共同 学習	65	67	71
7	医療・福祉・保健・労働等の関係機 関との連携	71	69	69
8	重複障害及び医療的ケアへの対 応	71	71	71
9	ICT環境の整備	55	63	63
10	地域コミュニティの拠点	67	59	63
11	学習活動に伴うバス利用に関する こと・給食に関すること	51	49	49
12	予算に関すること	41	37	43
13	分置までの期間に関すること	63	27	31
	平均点	64.7	52.2	54.2

- 各観点の評価点は、推進協議会の委員、15人の評価点を合算したもの。
(満点の場合:15人×5点=75点)

○ 評価基準	A:評価できる。 B:再検討が必要な箇所が部分的にある。 C:多くの部分で再検討が必要である。
※ 評価基準は、A:5点 B:3点 C:1点 として、数値化した。	